

福岡市産休明けサポート事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 福岡市産休明けサポート事業（以下「事業」という。）は、産休明けに乳児を保育することができない者に、ベビーシッターを短期派遣することにより、保護者の子育てを支援し、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休明け 保護者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項に規定する産前産後休暇を取得した場合に、産後8週間を経過した後のことをいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条第1項に規定する保護者のうち、本市に居住し、生後8週間を超え3か月までの乳児（以下「乳児」という。）を保育することができない者であって、福岡市の保育所入所要件を満たす者をいう。
- (3) 事業者 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟し、登録されている市内のベビーシッター事業者のうち本市が指定する事業所者をいう。

(事業費の助成)

第3条 事業者が次の各号に掲げる者にベビーシッターを派遣した場合、市長は事業者に対し、その費用の一部を助成する。

- (1) 保護者が産休明けに、乳児の保育ができないと認められる場合。
- (2) 本事業の対象者で、日・祝日に保護者が乳児を保育することができない場合について事業者が派遣事業を行う場合。

(助成額及び保護者負担額)

第4条 事業の助成額は、事業費から保護者の負担金を除いた額を助成するものとする。
2 助成額及び保護者の負担金については、別に定めるものとする。

(派遣期間と派遣時間)

第5条 助成の対象となる派遣期間は、産休明けから、生後3か月経過後の直近の入所基準日までの間とする。
2 助成の対象となる派遣時間は午前7時から午後8時までの間のうち、10時間以内とする。

(事業者の派遣者)

第6条 事業者が派遣するベビーシッターは、保育士又は看護師の資格を有する者とする。
2 事業者が派遣するベビーシッターと派遣事業の対象となる保護者とは三親等以内の親族関係に無いものとする。

(ベビーシッターが行う業務内容)

第7条 ベビーシッターが行う業務の内容は、保護者の依頼を受けてその居宅において直接乳児の保育サービスを行うものとし、家事労働や乳児以外の者の食事の世話など、乳児の保育以外については行わないものとする。

(事業利用の手続き)

第8条 保護者は、事業を必要とする場合には、生後3か月後からの保育所入所のため、あらかじめ希望する保育所のある区の福祉事務所に保育所入所申込書(福岡市保育の実施に関する規則第2条第1項に定める様式第1号)を提出するものとする。

2 保護者は、保育所入所申込書が福祉事務所で受理された後、事業者に対しベビーシッター派遣の依頼を行うものとする。

(保護者の事業の辞退等)

第9条 保護者は事業を辞退する場合には事業者に事業の辞退届(別紙2)を提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする事業者は、次の書類を所定の期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書(様式1-1, 様式1-2)
- (2) 業務請負委託約款(保護者との契約がわかる書類)の写し
- (3) 産休明けサポート事業利用申込み書(別紙1)
- (4) 派遣料等の額が明らかになる書類(事業者の規約等)及び役員名簿(別紙3)
- (5) その他必要書類

(助成金の承諾及び不承諾)

第11条 市長は、事業者から助成金交付申請書の提出を受けたときは、助成の可否を決定し、事業者に助成金交付承諾通知書(様式2-1)または助成金交付不承諾通知書(様式2-2)により通知を行うものとする。

なお、承諾した場合に派遣期間が翌年度にわたる場合は、各年度毎に交付申請を行い承諾の通知を行うものとする。

(派遣契約の締結)

第12条 事業者は、助成の決定の承諾を受けたら、ただちに保護者との派遣契約の締結を行うものとする。

(助成金の交付の変更、取消等)

第13条 助成金交付の変更、取り消し等については、次の各号によるものとする。

- (1) 市長は、保護者が事業を受ける前及び事業を実施中に派遣の必要が生じなくなった場合は助成金交付決定を変更し、又は取り消すことができる。
- (2) 事業者は、前号に該当する場合は、すみやかに保護者が提出した事業の辞退届(別紙2)を市長に提出しなければならない。
- (3) 市長は、事業者がこの要綱に違反する等、不正な手段により助成金の交付を受け、もしくは受けようとした場合は助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部もしくはその一部を返還させることができる。

(実績報告)

第14条 事業者は、事業が完了したときは、完了後1か月以内の実績報告書(様式3)及び事業利用児童実績報告書(様式4)に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

(助成金の確定)

第15条 市長は、実績報告を受けたときは、報告書の書類の審査等により助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式5)により当該事業者に通知するものとする。

なお、派遣期間が翌年度にわたる場合は、各年度毎に助成金を確定し通知するもの

とする。

(助成金の交付)

第 16 条 助成金の交付は、要綱第 15 条により助成金が確定した後とする。

(暴力団の排除)

第 17 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうちの前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。